

令和7年3月31日

田上幼稚園・田上キッズ保育園 の保護者の皆様

学校法人永吉学園

理事長 永吉龍志

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園（田上幼稚園、田上キッズ保育園）が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和6年度 公定価格の額について(各月年齢別)

(単位:円)

	田上幼稚園			田上キッズ保育園							
	1号認定(教育)			2号認定(保育)				3号認定(保育)			
	4歳児以上	3歳児	満3歳児	4歳児以上		3歳児		1・2歳児		0歳児	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	46,481	63,581	63,581	78,130	68,750	94,690	85,310	152,470	143,090	235,290	225,910
5月	48,616	65,776	65,776	79,050	69,600	95,650	86,200	154,050	144,600	237,110	227,660
6月	48,516	65,676	117,396	77,790	68,340	94,390	84,940	152,790	143,340	235,850	226,400
7月	48,366	65,526	117,246	80,550	71,100	93,980	84,530	152,380	142,930	235,440	225,990
8月	48,366	65,526	117,246	80,370	70,920	93,800	84,350	152,200	142,750	235,260	225,810
9月	48,386	65,546	117,266	80,220	70,770	93,650	84,200	152,050	142,600	235,110	225,660
10月	48,086	65,246	116,966	80,040	70,590	93,470	84,020	151,870	142,420	234,930	225,480
11月	48,016	65,176	116,896	80,550	71,100	93,980	84,530	152,380	142,930	235,440	225,990
12月	47,916	65,076	116,796	80,370	70,920	93,800	84,350	152,200	142,750	235,260	225,810
1月	47,916	65,076	116,796	80,370	70,920	93,800	84,350	152,200	142,750	235,260	225,810
2月	47,826	64,986	116,706	81,100	71,570	94,650	85,120	153,470	143,940	237,230	227,700
3月	57,596	76,426	133,316	93,610	83,220	108,040	97,650	171,670	161,280	263,490	253,100

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、標記年度の実績を御報告するものです。

(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)